

玄海原子力発電所3号炉 高経年化技術評価に係るヒアリング  
コメント反映整理表<概要説明>

2024年1月12日 九州電力㈱

| No | 日付    | 資料名   | 該当ページ | コメント内容   | コメント対応   | 回答日   | 完了日   |
|----|-------|---|-------|--|--|-------|-------|
| 1  | 3月28日 | 資料1 ヒアリング資料<br>(高経年化技術評価(30年目)に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について)     | 9     | 「運転経験及び最新知見の反映」について、玄海3号炉として最新知見を収集・整理していることが明確に分かるよう概要説明PPTの表現を修正すること。        | 玄海3号炉の技術評価を実施するにあたり、玄海3号炉として2020年3月までの運転経験及び最新知見を確認したことが分かるよう記載を修正する。<br>[スライドp.9]   | 4月12日 | 4月20日 |
| 2  | 3月28日 | 資料1 ヒアリング資料<br>(高経年化技術評価(30年目)に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について)     | 7.8   | 「発電所レビュー」及び「評価書の確認」について、どの組織がどのような確認をしたのか整理し、別途説明すること。                         | 「発電所レビュー」は「評価書の確認」に含まれるため、「発電所レビュー」の記載を削除する。<br>玄海原子力発電所及び本店の関係箇所では評価書の内容確認を実施している。<br>[スライドp.8]   | 4月12日 | 4月20日 |
| 3  | 3月28日 | 資料1 ヒアリング資料<br>(高経年化技術評価(30年目)に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について)     | 7     | 協力先への委託に関して、通常の調達上の監査とは別に特別な外部監査等を実施しているのか確認すること。                              | 受注者への品質保証監査については、社内規定に基づき実施しており、今回の申請に関する特別な監査は実施していない。なお今回の評価を委託した三菱重工株式会社に対しては至近で2021年11月に、三菱電機株式会社に対しては至近で2022年12月に監査実績がある。   | 4月12日 | 4月20日 |
| 4  | 3月28日 | 資料1 ヒアリング資料<br>(高経年化技術評価(30年目)に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について)     | 12    | 「評価対象事象の抽出」について、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象とそれ以外の事象について網羅的に整理していることが分かるよう、フローの表現を見直すこと。 | 高経年化対策上着目すべき経年劣化事象(ガイドで定める主要6事象、電気ベネの気密性低下、テンダンの緊張力低下)と、それ以外の事象(配管減肉等の日常劣化管理事象)について、網羅的に整理していることが分かるよう、フローの記載を見直す。<br>[スライドp.12]   | 4月12日 | 4月20日 |
| 5  | 3月28日 | 資料1 ヒアリング資料<br>(高経年化技術評価(30年目)に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について)     | 7     | 「玄海原子力発電所長」と「第二所長」の役割について、相違点(責任と権限)が分かるように記載すること。                             | 玄海原子力発電所長は玄海1~4号炉を統括し、第二所長は玄海3、4号炉を統括することが分かるよう、体制表に注記を追記する。<br>[スライドp.7]  | 4月12日 | 4月20日 |
| 6  | 3月28日 | 資料1 ヒアリング資料<br>(高経年化技術評価(30年目)に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について)     | 29    | 「中長期」の説明を注記にて記載すること。   | 長期施設管理方針の表下部に中長期の説明を注記にて追記する。<br>[スライドp.30]  | 4月12日 | 4月20日 |
| 7  | 3月28日 | 資料1 ヒアリング資料<br>(高経年化技術評価(30年目)に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について)     | 25    | 60年時点の推定肉厚を用いて評価した箇所を明記すること。   | 耐震安全性評価において必要最小板厚ではなく、実測データに基づく60年時点の推定板厚による評価を実施した箇所が分かるよう、記載を修正する。<br>[スライドp.25,26]  | 4月12日 | 4月20日 |
| 8  | 3月28日 | 資料1 ヒアリング資料<br>(高経年化技術評価(30年目)に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について)     | 26    | 共用設備の評価書に記載している「取水ビット搬入口蓋」も追記すること。   | 耐津波安全性評価を実施している共用設備の取水ビット搬入口蓋を追記する。<br>[スライドp.27]  | 4月12日 | 4月20日 |
| 9  | 3月28日 | 高経年化技術評価書別冊<br>共用設備                                       | 前節    | 4号炉設置で3、4号炉共用の設備について、4号炉の高経年化技術評価結果を評価の前提としているような表現となっているため適正化すること。            | 1,2,4号炉の高経年化対策に関する各機器・構造物における技術評価(他号炉技術評価)について以下の注釈を追記する。<br><br>※ 玄海1号炉については30年目及び40年目の高経年化技術評価、2号炉については30年目の高経年化技術評価をそれぞれ参考とし、評価対象機器に想定される経年劣化事象に対する技術評価を実施した。<br>玄海4号炉については、評価対象機器の仕様・構造を踏まえ、玄海3号炉の類似機器を参考とし、想定される経年劣化事象に対する技術評価を実施した |       |       |
| 10 | 3月28日 | 資料1 ヒアリング資料<br>(高経年化技術評価(30年目)に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について)     | 17    | 60年時点のEFPPYとバップルフォーマボルトの取替実績について概要説明PPTに追記すること。                                | 照射誘起型応力腐食割れについて、運転開始後60年時点が47.1EFPPYであること及びこれまでバップルフォーマボルトの取替実績がないことを追記する。<br>[スライドp.17]   | 4月12日 | 4月20日 |
| 11 | 3月28日 | 資料1 ヒアリング資料<br>(高経年化技術評価(30年目)に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について)     | 22    | 可能であればテンダンの緊張力の初期値も追記すること。   | 建設時のテンダンの緊張力を追記する。<br>[スライドp.23]   | 4月12日 | 4月20日 |
| 12 | 3月28日 | 資料1 ヒアリング資料<br>(高経年化技術評価(30年目)に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について)     | 19    | 電気ベネトレーションの気密性低下の評価について概要説明PPTに追加すること。   | 電気ベネトレーションの気密性低下の評価を追記する。<br>[スライドp.20]  | 4月12日 | 4月20日 |
| 13 | 4月13日 | 資料1 4月12日提出概要資料<br>(高経年化技術評価(30年目)に係る原子炉施設保安規定変更認可申請について) | 27    | スライド27ページの表の「浸水防護施設の区分」に※書きで津波防護施設が対象でない理由を追記すること。                             | 玄海3号機においては津波防護施設に該当する対象設備がないことを、理由を含めて追記する。<br>[スライドp.27]  | 4月14日 | 4月20日 |